

四日市市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月7日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第8号

四日市市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

四日市市児童福祉法施行細則（平成24年四日市市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（費用の徴収）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第22条又は法第23条の規定により行われた助産の実施又は母子保護の実施に関し、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から徴収する費用の額は、<u>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号。厚生事務次官通知）第5徴収金基準額</u>のとおりとする。</p>	<p>（費用の徴収）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第22条又は法第23条の規定により行われた助産の実施又は母子保護の実施に関し、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から徴収する費用の額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p>

改正後

改正前			
<u>別表（第17条関係）</u>			
<u>各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分</u>		<u>助産施設</u>	<u>母子生活支援施設</u>
<u>階層区分</u>	<u>定義</u>	<u>徴収金基準額</u> <u>（月額）</u>	<u>徴収金基準額</u> <u>（月額）</u>

A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	1,100
C1	A階層及びD階層を除	均等割の額のみ（所得割のない世帯）	4,500	2,200
C2	き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D1	A階層及び	15,000円以下	9,000	4,500
D2	B階層を除	15,001円～40,000円	13,500	6,700
D3	き前年の所得	40,001円～70,000円	18,700	9,300
D4	税課税世帯であって、その	70,001円～183,000円	29,000	14,500

D5	所得税の 額の区分 が次の区 分に該当 する世帯	183,001円～ 403,000円	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 41,200 円を超えると きは41,2 00円とす る。）	20,600
D6		403,001円～ 703,000円	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 54,200 円を超えると きは54,2 00円とす る。）	その月のその措 置児童等に係る 措置費等の支弁 額（全額徴収。 ただし、その額 が27,100 円を超えると きは27,100 円とする。）
D7		703,001円～ 1,078,000 円	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 68,700 円を超えると きは68,7	その月のその措 置児童等に係る 措置費等の支弁 額（全額徴収。 ただし、その額 が34,300 円を超えると きは34,300 円とする。）

		00円とする。)	
<u>D8</u>	<u>1,078,001</u> 円～ <u>1,632,000</u> 円	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>85,000</u> 円を超えるときは <u>85,000</u> 円とする。)	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>42,500</u> 円を超えるときは <u>42,500</u> 円とする。)
<u>D9</u>	<u>1,632,001</u> 円～ <u>2,303,000</u> 円	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>102,900</u> 円を超えるときは <u>102,900</u> 円とする。)	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>51,400</u> 円を超えるときは <u>51,400</u> 円とする。)
<u>D10</u>	<u>2,303,001</u> 円～ <u>3,117,000</u> 円	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>122,500</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>61,200</u> 円を超えるとき

		0円を超える ときは12 2,500円 とする。)	は61,200 円とする。)
<u>D11</u>	<u>3,117,001</u> 円～ <u>4,173,0</u> <u>00円</u>	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が <u>143,80</u> <u>0円を超える</u> ときは14 <u>3,800円</u> とする。)	その月のその措 置児童等に係る 措置費等の支弁 額（全額徴収。 ただし、その額 が <u>71,900</u> 円を超えるとき は <u>71,900</u> 円とする。)
<u>D12</u>	<u>4,173,001</u> 円～ <u>5,334,0</u> <u>00円</u>	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が <u>166,60</u> <u>0円を超える</u> ときは16 <u>6,600円</u> とする。)	その月のその措 置児童等に係る 措置費等の支弁 額（全額徴収。 ただし、その額 が <u>83,300</u> 円を超えるとき は <u>83,300</u> 円とする。)
<u>D13</u>	<u>5,334,001</u> 円～ <u>6,674,0</u> <u>00円</u>	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ	その月のその措 置児童等に係る 措置費等の支弁 額（全額徴収。 ただし、その額

		し、その額が 191,200円を超える ときは191,200円 とする。)	が95,600 円を超えるとき は95,600 円とする)
<u>D14</u>	<u>6,674,001</u> 円以上	全額徴収	全額徴収
<u>備考</u>	<p>1 この表の C1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表の D1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715号第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>（1） 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項、第95</p>		

条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

(2) 租税特別措置法第 4 1 条第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 2 5 項、第 4 1 条の 2、第 4 1 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 4 1 条の 1 9 の 2 第 1 項、第 4 1 条の 1 9 の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 4 1 条の 1 9 の 4 第 1 項及び第 3 項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 1 0 年法律第 2 3 号）附則第 1 2 条、所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 5 号）附則第 5 9 条第 1 項及び第 6 0 条第 1 項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 1 5 号）附則第 7 6 条第 1 項、第 7 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 0 条、第 8 1 条並びに第 8 2 条第 1 項

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

4 児童の属する世帯の階層が B 階層と設定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、0 円とする。

(1) 「単身世帯」…扶養義務者のいない世帯

(2) 「母子世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 1 7 条及び第 3 1 条の 7 に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第 2 4 条の 2 により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」）（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第 5 条第 6 項、第 7 項、第 1 2 項、第 1 3 項及び第 1 4 項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第 2 2 条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５
６号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第
１３４号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金
法（昭和３４年法律第１４１号）に定める国民年金の障害基礎
年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律
第１２３号）第４５条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付
を受けた者

（４） 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に
定める要保護者等特に困窮していると法第５６条の規定による都
道府県又は市町村の長が認めた世帯

５ 同一世帯から２人以上の児童等が入所している場合においては、
その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等について
は、その施設のこの表の基準額に０．１を乗じた額をもってその児
童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第２１条の
５の２の障害児通所給付費又は第２４条の２の障害児入所給付費を
支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額に
ついては、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係
る徴収金基準額×０．１×（当該世帯における施設入所児童の人数
－１）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童の
うち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童
自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準
額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の
合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第２１条の５の２の障
害児通所給付費又は第２４条の２の障害児入所給付費を支給されて
いる児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費（給付費
等）国庫負担金について（平成１９年１２月１８日厚生労働省発障
第１２１８００２号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額と
する。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第２４条の７に
規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第

21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払いに関する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時

金の額に B 階層にあつては 20%、C 階層にあつては 30%、D 階層のうち所得税の額が 8,400 円までの場合にあつては 50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の四日市市児童福祉法施行細則第 17 条第 3 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(こども未来部こども保健福祉課)